

## 【令和6年度一般会計予算繰越明許費及び

### 各会計予算繰越し使用及び逡次繰越し使用に係る市長報告説明要旨】

(R7.6.2)

令和6年度伊丹市一般会計予算繰越明許費の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、令和6年度本会計予算に計上しておりました、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業のほか、14事業に係る繰越明許費について、繰越計算書のとおり、令和7年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市病院事業会計予算継続費の逡次繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、統合再編基幹病院整備事業について、進捗状況により年度内に一部執行ができなかったものについて、繰越計算書のとおり、令和7年度へ逡次繰り越して使用しようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、建設改良事業について、地下埋設物等の影響により、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越計算書のとおり、令和7年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

次に、令和6年度伊丹市工業用水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、建設改良事業について、河川管理者との協議により濁水期の施工となったため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越計算書のとおり、令和7年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

最後に、令和6年度伊丹市下水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、建設改良事業について、地下埋設物等の影響により、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越計算書のとおり、令和7年度へ繰り越して使用しようとするものであります。